

## 新潟市公共用地等先行取得実施要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、新潟市が実施する公共用地及びその代替地等（以下「公共用地等」という。）の先行取得に関し必要な事項を定めるものとする。

(先行取得の対象となる土地の範囲)

**第2条** 先行取得の対象となる土地は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項に規定する都市施設の用地（代替地等を含む。）等であつて、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) おおむね10年以内に事業又はその代替等の用に供される見込みがあるもの。
- (2) 地価が著しく高騰し、又は移転を要する建築物等の建設が予想され、後年度に取得することが不利又は困難であると認められるもの。
- (3) 土地等の所有者から買取りの申出があつたもの。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたもの。

(先行取得方針の決定)

**第3条** 公共用地等の先行取得にかかる方針の決定は、新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号。以下「規則」という。）に規定する予算の編成を通じて行うものとする。ただし、緊急等やむを得ない事由により先行取得が必要な場合は、次に定める手続きにより行うものとする。

- (1) 各部長等が公共用地等を先行取得しようとするときは、事前に公共用地等の先行取得協議書（別記様式第1号）により財務部長に協議しなければならない。
- (2) 財務部長は、前号に定める協議があつたときは、審査のうえ必要な調整を行い、先行取得の適否について市長の方針を伺わなければならない。
- (3) 財務部長は、前号に定める方針が決定したときは、速やかに公共用地等の先行取得通知書（別記様式第2号）により公共用地等を先行取得しようとする各部長等に通知しなければならない。

(先行取得の方針伺い等)

**第4条** 各部長等は、前条の決定に基づき公共用地等を先行取得しようとするときは、公有財産等先行取得調書（別記様式第3号）に必要な事項を記載し、決裁を受けなければならない。

(先行取得業務の委託)

**第5条** 市は、自ら取得するものを除き、公共用地等の先行取得業務を新潟市土地開発公社（以下「公社」という。）に委託するものとする。

(先行取得の資金の貸付)

**第6条** 市は、必要により公共用地等の先行取得の資金及びその利子支払額として、次に掲げる資金を公社に貸し付けることができるものとする。

- (1) 一般会計貸付金
- 2 前項の資金の貸付に関し必要な事項は、財務部長が別に定める。

(協定の締結)

**第7条** 市は、公共用地等の先行取得業務を公社に委託するときは、公社と土地の取得に関する協定を締結するものとする。

(先行取得用地の再取得)

**第8条** 市は、後年度の予算措置に応じて、公社から先行取得用地の再取得を行うものとする。ただし、

代替地等で直接公社が処分することが適当である土地については、再取得しないことができる。

(再取得する公共用地等の価額)

**第9条** 市が公社から再取得する価額は、次の各号に定める費用の合計額とする。

- (1) 土地取得費（地上権、永小作権、賃借権その他土地に関する所有権以外の権利を消滅させるための費用を含む。）
- (2) 補償費（建物等の移転補償費その他土地等の取得により生ずる損失補償費）
- (3) 事務費（調査及び測量費を含む。）
- (4) 土地管理費（管理上必要最小限の費用に限る。）
- (5) 利子支払額
- (6) 工事費（市の依頼による造成工事費又は土地の管理上必要な工事費で市の承認を受けたものに限る。）

2 前項第3号及び第4号の費用の算定方法については、市と公社がその都度協議のうえ定めることとする。

(利子計算の対象)

**第10条** 前条第1項第5号の利子支払額の計算対象期間は、公社が銀行等の有利子資金を借り入れた日から起算して、市が再取得に要する経費を支払う日までとする。

(先行取得計画等の作成)

**第11条** 市長は、市の会計年度開始前までに、公共用地等の先行取得に関する年間実施計画及び再取得計画を作成し、公社に通知するものとする。

2 前項に定める計画の内容に著しい変更があったときは、速やかに変更計画を作成し、公社に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。





公有財産等先行取得調書

種 類	土 地				
事 業 名					
先 行 取 得 理 由					
財産の表示	新 潟 市				m <sup>2</sup> 坪
使用開始等 予定年月日	平成 年 月 日（予 定）				
造 成 工 事	<input type="checkbox"/> 依頼する（工事内容 別途協議） <input type="checkbox"/> 依頼しない				
取 得 予 定 価 額	総 額	内 訳	用地費	千円	
	金 円		補償費	千円	
	単価		造成費	千円	
	円/m <sup>2</sup> 円/坪		その他	千円	
財 源 計 画	用 地 費（補償費）				
	一般会計貸付金	起 債	土地基金貸付金	銀行資金	公社資金
	比率 %	%	%	%	%
	造 成 費				
	一般会計貸付金	起 債	土地基金貸付金	銀行資金	公社資金
	比率 %	%	%	%	%

市の再買取 計 画	再買取予定価額  金 円	内 訳	用地費	千円			
			補償費	千円			
			造成費	千円			
			金利	千円			
			事務費	千円			
再買取時期 及 び 財源内訳	<input type="checkbox"/> 平成 年度一括 <input type="checkbox"/> 平成 年度から 年 分割 <input type="checkbox"/> 債務負担行為による <input type="checkbox"/> 債務負担行為によらない						
	年 度	補 助	起 債	そ の 他	一 般	計	面 積
	平成 年						
	合 計						
都市計画法 に基づく 計画決定及 び事業計画 の有 無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <p style="text-align: center;">昭和</p> 計画決定 新潟市告示第 号 平成 年 月 日 事業認可 新潟市告示第 号 平成 年 月 日						
そ の 他 参 考 事 項	起債の種類 <input type="checkbox"/> 都市開発資金債 <input type="checkbox"/> 公共用地先行取得債						
添付図書	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 更正図 <input type="checkbox"/> 実測図 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/>						

内には該当する項目に 印を記入して下さい。